

# 令和8年度 第1回八幡公民館運営審議会次第

日 時：令和8年4月20日（月）午後4時～

場 所：八幡公民館 1階 第3会議室

1. 開 会

2. 館長あいさつ

3. 委員及び職員自己紹介

4. 会議事項

(1) 公民館の概要及び運営審議会の役割について

(2) 令和7年度事業報告について

(3) 令和8年度事業計画について

5. 閉 会

## 令和 8 年度 八幡公民館運営審議会委員名簿

役職	選出団体	氏 名	備考
	社協八幡支部長	たかはし よしみ 高橋 佳水	新任
	八幡地区区長会長	おの まきお 小野 牧雄	新任
	八幡小学校長	とくたけ まゆみ 徳武 真弓	継続
	八幡地区育成会長	にしざわ まこと 西澤 誠	新任
	八幡小学校 PTA 副会長	かわはら さとし 河原 聖	新任
	八幡地区民生児童委員会会長	からきだ えみこ 唐木田 恵実子	継続
	学識経験者	はまだ ひろこ 濱田 弘子	継続
	スポーツ推進委員	こばやし きょうこ 小林 京子	継続
	八幡楽生学園会長	くぼた ただお 久保田 唯夫	新任

★任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (2 年間)

館 長      永田 義明

副館長    平林 宏昭

係 長      坂井 しのぶ

事務員    矢島 香織

## (1) 公民館の概要及び運営審議会の役割について

社会教育法(抜粋)

### 第5章 公民

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

《改正》平18法050

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

《改正》平11法087

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第 23 条の 2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

《改正》平 11 法 160

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

《改正》平 11 法 160

(公民館の設置)

第 24 条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第 25 条及び第 26 条 削除

(公民館の職員)

第 27 条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第 28 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

《1 項削除》平 11 法 087

(公民館の職員の研修)

第 28 条の 2 第 9 条の 6 の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

《改正》平 11 法 087

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

# 千曲市公民館条例（抜粋）

平成15年9月1日

条例第105号

改正 平成18年12月27日条例第37号

平成24年3月28日条例第14号

平成31年3月27日条例第11号

## （設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的を達成するため公民館を設置する。

## （名称、位置及び対象区域）

第2条 公民館の名称、位置及び対象区域は、別表第1のとおりとする。

- 2 公民館に分館を置くことができる。
- 3 前項の分館については、別に定める。

## （職員）

第3条 公民館に、館長のほか、主事その他必要な職員を置く。

## （利用の許可）

第4条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の利用許可に当たり、公民館の管理運営上必要な、条件を付することができる。

## （利用の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公民館の利用を許可しない。

- (1) その利用が風紀、秩序を乱し、又は公益若しくは公安を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不相当と認めたとき。

## （利用の停止等）

第6条 教育委員会は、第4条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の停止又は利用許可の取消し（以下「利用

の停止等」という。)をすることができる。この場合において、利用者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。

- (1) この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不相当と認めたとき。

(入館者の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公民館の入館を拒否し、退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認められる物品、動物等の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不相当と認める者

(使用料)

第8条 公民館の使用料は、別表第2のとおりとし、利用の許可のあったときに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全額を還付することができる。

- (1) 利用者の責めでない理由により、利用することができなくなったとき。
- (2) 教育委員会が定める期日前までに、利用の取消し又は変更を求める申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状の回復)

第11条 利用者は、公民館の利用を終了したとき、又は第6条の規定により利用の停止等の処分を受けたときは、直ちに清掃及び整理をして施設等を原状に復し、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用を利

用者から徴収する。

(損害の賠償)

第12条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを弁償し、又は原状に復さなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(公民館運営審議会)

第13条 各公民館に、社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条の規定により公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 審議会の委員の定数は15人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第1（第2条関係）名称、位置及び対象区域

名称	位置	対象区域
千曲市屋代公民館	千曲市大字屋代2184番地3	大字屋代、大字粟佐、大字雨宮、大字土口、大字生萱、大字倉科及び大字森の全域
千曲市埴生公民館	千曲市大字桜堂570番地	大字寂蒔、大字鋳物師屋、大字打沢、大字小島、大字桜堂、大字杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目、大字新田及び大字中の全域
千曲市稲荷山公民館	千曲市大字稲荷山2131番地2	大字稲荷山、大字野高場及び大字桑原の全域

千曲市八幡公民館	千曲市大字八幡3311番地	大字八幡の全域
千曲市戸倉公民館	千曲市大字戸倉2305番地1	大字磯部、大字戸倉、大字戸倉温泉、大字若宮、大字羽尾、大字須坂、大字上徳間、大字内川、大字千本柳及び大字小船山の全域
千曲市上山田公民館	千曲市上山田温泉三丁目1番地1	大字力石、大字新山、大字上山田及び上山田温泉一丁目から四丁目の全域

別表第2（第8条関係）使用料

屋代公民館、埴生公民館、稲荷山公民館、八幡公民館

名称	使用料（1時間当たり）
講堂	750円
講義室	220円
第1会議室	220円
第2会議室	220円
第3会議室	220円
調理実習室	370円
その他の会議室	220円
暖房	1基 150円
冷房	1基 300円

## 千曲市公民館条例施行規則（抜粋）

平成 15 年 9 月 1 日

教育委員会規則第 19 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、千曲市公民館条例（平成 15 年千曲市条例第 105 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公民館運営審議会）

第 2 条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審議会の会議は、会長が必要と認めたとき、これを招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部）

第 4 条 公民館の事業を実施するため、専門部を置くことができる。

2 専門部は、部長 1 人、部員若干人で組織する。

3 部長は、館長が委嘱する。

4 部員は、分館所在地区住民のうちから分館長が推薦した者を館長が委嘱する。ただし、館長が必要かつ適当と認めた場合は、この限りでない。

5 部長及び部員は、館長の指揮を受けて、公民館事業の実施に当たるものとする。

（分館の設置基準及び名称、位置等）

第 5 条 分館を設置する場合は、次の基準によらなければならない。

(1) 区又は町の区画によること。

(2) 建物及び施設を有すること。

(3) 分館所在地区住民による運営組織を有すること。ただし、専用建物のほかに公会堂その他の公共施設を利用することができる。

(4) 分館運営に必要な財源を有すること。

2 前項の基準による分館の名称及び位置等は、別表のとおりとする。

(分館設置の手続)

第6条 分館を設置しようとするときは、前条第1項各号の基準を備え、当該地区住民の代表者が館長を経由して、千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申し出るものとする。

(分館の組織)

第7条 分館に分館長、分館主事、部員等を置く。

2 分館長、分館主事は、当該地区住民のうちから、館長が委嘱する。

3 部員は、分館長が委嘱する。

(分館長等の職務)

第8条 分館長は、分館の事業を統括する。

2 分館主事は、分館長の指揮を受けて、分館の事務を行う。

3 部員は、分館事業の実施に当たる。

(分館の助成)

第9条 分館の活動を助成するため、予算の範囲内で補助金の交付その他必要な援助を行うことができる。

(経費負担の特例)

第10条 事業の実施に必要と認めるときは、経費の一部を参加者に負担させることができる。

2 前項の負担額は、必要最少限度でなければならない。

(休館日)

第11条 公民館の休館日は、12月28日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(開館時間)

第12条 公民館及びその分館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

## (2) 令和7年度事業報告

### ① 公民館運営審議会

#### (ア) 組織

役職名	氏名	役職名	氏名
会長	臼井 裕之	委員	唐木田 恵実子
副会長	宮川 信雄	〃	濱田 弘子
委員	徳武 真弓	〃	杉浦 静子
〃	岡崎 孝治	〃	小林 京子
〃	金井 貴宏	〃	松林 新一

#### (イ) 協議事項

期日	協議内容
4月21日(月)	公民館の概要及び運営審議会の役割について 令和6年度事業報告について 令和7年度事業計画について
令和8年 2月16日(月)	令和7年度事業報告について 令和8年度事業計画(案)について

### ② 事務局の組織

職名	氏名	職務分掌	備考
館長	永田 義明	公民館運営の総括指導	
副館長	平林 宏昭	館長の補佐	
主事	井尻 典明	事務、事業の企画運営	業務係長
主事	福島 百合子	事務補助	臨時職員
スポーツ推進委員	小林 京子 粕尾 けい子 松本 幸之輔	体育事業の運営	
館報編集委員	久保田 唯夫 本山 育人	「公民館報ちくま」の編集	任期2年

③ 事務処理の状況（令和8年3月31日現在）

・収发文書件数	53件
・会議開催回数（八幡公民館開催分）	8回
（内訳）公民館運営審議会	2回（4月21日、2月16日）
分館長会議	2回（4月11日、3月6日）
分館役員会議（スポーツ大会会議）	1回（4月25日）
八幡っ子教室指導者会議	1回（5月14日）
八幡っ子教室運営委員会	2回（4月21日、2月16日）

④ 主な実施事業

（ア）体育事業

期 日	事 業 名	内 容
6月8日（日）	分館対抗スポーツ大会 （スマイルボウリング）	八幡小学校体育館 参加者 150名 優勝：郡分館 準優勝：大池分館
8月30日（土）	夏山ハイキング	上高地 参加者 30名 ※屋代公民館と合同開催
10月19日（日）	分館対抗ボッチャ大会	八幡小学校体育館 参加者 180名 優勝：中原分館 準優勝：代分館

（イ）文化行事等

期 日	事 業 名	内 容
8月21日（木）	教養講座①	そば打ちに挑戦 参加者 11名
12月23日（火）	教養講座②（社協共催事業）	ミニ門松づくり 参加者 16名
1月23日（金）	第43回囲碁大会	参加者 8名
2月25日（水） ～28日（土）	第35回八幡公民館発表会	公民館利用団体・成人講座等による 展示・舞台発表

（ウ）人権教育

期 日	事 業 名	内 容
通 年	分館単位人権問題研修会	各分館で計画実施

## (エ) 開設した学級・教室

## (a) 高齢者学級

いきいき学級申込者 27名

( ) 内は男性 ※は一般申込者

期 日	行 事	内 容	参加者数
5月13日(火)	開講式	講演：災害に備えて 講師：横林伸一	16名(2名)
6月12日(木)	市内研修	ちくま環境エネルギーセンター見学	21名(4名)
7月26日(土)	市民講座	第20回人権を守る市民集会と合同開催 講演：歳を重ねても輝き続ける秘密 ～あなたと私の素敵な人生のために～ 場所：信州の幸(めぐみ)あんずホール 講師：IKKO	抽選参加
7月28日(月)	音楽に親しむ	音楽に親しむ講座 講師：田島仁	17名(2名) ※6名
8月21日(木)	教養講座①	そば打ちに挑戦 講師：姨捨そば道場	11名 ※9名
9月29日(月)	健康講座①	座ってリズムフィットネス&セルフ マッサージ 講師：宮澤君衣	19名(1名) ※5名
10月23日(木)	市外研修①	わくわくミステリーツアー(飯山市・ 中野市)	20名(1名)
11月25日(火)	音楽を楽しむ	音楽を楽しむ講座 講師：田島仁	18名(2名) ※5名
12月23日(火)	教養講座② (社協共催事業)	ミニ門松づくり 講師：木工福祉ボランティア“ウッディ”	16名 ※2名
1月27日(火)	健康講座②	ストレッチとリズム体操で身体と頭を 楽しく使おう 講師：太田靖子	14名(1名) ※4名
2月12日(木)	やってみよう ものづくり	革小物作りと「信州エシカルプロジェク ト」について学びましょう 講師：(株)Groover Leather 徳永直孝	19名(1名) ※10名
3月10日(火)	閉講式 (市外研修②)	信州ハム(株)上田工場見学(上田市)	21名(2名)

## (b)家庭教育 (子ども・青年)

期 日	事 業 名	内 容	参加者数
8月2日(土)	夏休み親子教室	・にらせんべい作り ・木工教室(ブックスタンド作成) 講師:千曲市川西地区里山整備部会	9組22名
12月17日(水)	小学生しめ縄教室	地域の方によるしめ縄づくり教室	小5 36名
1月5日(月)	小学生書初め会	講師:杉浦静子 春口佐知子	小3~6 22名
月3回 水曜日	八幡っ子教室	地域の方による学習支援(5月~2月) 講師:小林京子 臼井裕之 山浦孝雄	小4 7名 小5 4名 小6 5名

## (オ) その他 (広報事業)

期 日	内 容	備 考
随時	公民館だより(広報やわた)発行	第178号、179号、180号

## (カ) 千曲市公民館運営協議会(市内6公民館) …担当:稲荷山公民館

期 日	事 業 名
5月~2月	成人講座(市内6公民館で開講) <八幡公民館担当> ・リンパ体操(1年目) 14回 (受講者:30名) 講師:栗原薫 ・やさしい大人の習字教室(2年目) 14回 (受講者:13名) 講師:杉浦静子 ・男の料理教室~夕飯はまかせて!~(3年目) 7回 (受講者:8名) 講師:千曲市食生活改善推進協議会八幡支部
7月26日(土)	講演:歳を重ねても輝き続ける秘密 ~あなたと私の素敵な人生のために~ 場所:信州の幸(めぐみ) あんずホール 講師:IKKO
年 間	「公民館報ちくま」の発行(年6回(偶数月)) 担当:上山田公民館

(キ) 更埴公民館運営協議会（千曲市・坂城町）…当番館：屋代公民館

期 日	事 業 名
5月24日(土)	更埴公民館運営協議会分館役員研修会（ストレッチ体操・モルック体験） 参加者14名（うち八幡地区分館長参加者：11名） 会場：千曲市東部体育館 講師：千曲市アプリコットスポーツクラブ
11月29日(土)	第30回更埴地区短詩型文学祭表彰式 会場：千曲市役所 3階 301大会議室 一般・小中高校生の短歌・俳句・川柳・現代詩の応募総数2,847作品 （短歌686首、俳句1,435句、川柳363句、現代詩363篇） 管内応募状況 一般 俳句の部6句 小学生 短歌の部30首、俳句の部34句、川柳の部38句 管内受賞者 一般 俳句の部 大賞 1名 俳句の部 入選 1名 小学生 短歌の部 佳作 1名 俳句の部 入選 1名 川柳の部 佳作 1名

⑤ 施設利用状況（令和8年2月28日現在）

年 月	利用件数 (件)	利用延人数 (人)	利用料(円)	実費徴収 (円)	備考
令和7年 4月	64	664	5,760	2,325	
5月	71	778	3,745	450	
6月	62	617	2,270	9,900	
7月	71	2,113	2,380	34,500	参議院通常選挙
8月	69	733	2,800	43,950	
9月	62	638	2,005	15,750	
10月	72	810	2,775	2,400	
11月	67	714	3,435	9,000	
12月	66	842	4,858	15,150	
令和8年 1月	59	569	2,995	15,150	
2月	63	1,998	4,865	17,925	衆議院総選挙
3月	70	769	8,220	15,675	
合 計	796	11,245	46,108	182,175	

※ 利用延人数には、7月参議院通常選挙（994人）、2月衆議院総選挙（959人）を含む

⑥ 図書状況

購入図書数(寄付含)	0冊
廃棄亡失数	0冊
更埴図書館寄贈	0冊
現有図書数	2,816冊

⑦ 通年

- ・ 公民館行事傷害補償 無し

⑧ 館管理、修繕等

- ・ 修繕等なし

### (3) 令和8年度事業計画

令和8年2月16日開催

令和7年度第2回八幡公民館運営審議会にて承認

期 日	事 業 名	場 所	担当部
6月28日(日)	分館対抗スポーツ大会(モルック)	八幡公民館	厚生部
8月29日(土)	夏山ハイキング ※屋代公民館と合同開催	未定(県内)	—
11月1日(日)	分館対抗ボッチャ大会	八幡小学校体育館	分館主事 総務部 庶務部
2月24日(水) ～2月27日(土)	八幡公民館発表会 展示の部 2/24～2/27 発表の部 2/27	八幡公民館	教養部
年 間	「いきいき学級」の開設(5月～3月) ※下記の講座も含む		
	教養講座(3回)、健康講座(2回)		
	広報「やわた」の発行(年3回 4月、11月、1月)		
	公民館運営審議会の開催(4月下旬、12月中旬、2月中旬)		

#### ◎千曲市公民館運営協議会(屋代・埴生・稲荷山・八幡・戸倉・上山田) 担当: 屋代公民館

期 日	事 業 名	担当部
5月～2月	成人講座(市内6公民館で開講) 八幡公民館担当(月1～2回、5月～2月、3講座) ・リンパ体操 ・やさしい大人の習字教室 ・男の料理教室～お父さん出番ですよ!～	—
11月7日(土) ～11月8日(日)	第24回更埴地区文化祭 ……担当: 埴生公民館	教養部
11月21日(土)	市民講座(講演会)	—
令和9年1月中	令和8年度 成人式 ……担当: 上山田公民館	—
年 間	「公民館報ちくま」の発行(年6回(偶数月)) 担当: 八幡公民館	

#### ◎更埴公民館運営協議会(千曲市・坂城町) 担当: 稲荷山公民館

期日	事業名	場所
5月14日(木)	分館役員研修会(各分館長)	信州の幸(めぐみ) あんずホール

7月1日(水)～ 8月31日(月)	第31回更埴地区短詩型文学祭作品募集	各公民館
11月28日(土)	第31回更埴地区短詩型文学祭表彰式	信州の幸(めぐみ) あんずホール

### ◎学習関係事業計画

#### ○いきいき学級

期 日	内 容	期 日	内 容
5月15日(金)	開講式	11月21日(土)	市民講座 全市民対象
6月11日(木)	市外研修	12月24日(木)	教養講座②(社協共催事業) ※
7月27日(月)	音楽に親しむ ※	1月28日(木)	健康講座② ※
8月19日(水)	教養講座①(社協共催事業) ※	2月15日(月)	教養講座③ ※
9月29日(火)	市内研修	3月9日(火)	閉講式
10月22日(木)	健康講座①(マレットゴルフ) ※		

(※いきいき学級講座受講生だけでなく、地域へも回覧募集する講座)

● 期日・内容が変更になることもあります。

#### ○家庭教育(対象：子ども・青少年対象)

期 日	事 業 名	内 容	備 考
7月27日(月)	こどもサマースクール①	音楽に親しむ	
7月31日(金)	こどもサマースクール②	オセロ大会	
8月6日(木)	こどもサマースクール③	木工教室	
12月17日(木)	小学生しめ縄教室	八幡小学校 5年生	
1月4日(月)	小学生書初め会	八幡小学校 3～6年生	
通年月3回 水曜日	八幡っ子教室	小学4～6年生	5月～2月

#### ○成人講座(八幡公民館開催分)

講座名	定員	開催日	時 間	講 師	回 数
リンパ体操	30人	第1・3月曜日	午後1時30分 ～2時40分	坂城町 栗原薫氏	全14回
やさしい大人の習字教室	12人	第1・3火曜日	午後1時30分 ～3時30分	八幡 杉浦玉雪氏	全14回
男の料理教室 ～お父さん出番ですよ!～	10人	第1水曜日	午前9時30分 ～12時	千曲市食生活 改善推進協議会 八幡支部ほか	全7回